

第2 日弁連の財務について

1 はじめに

日弁連の財務に関する資料については、毎年、会員に定期総会の議案書別冊として決算報告書及び予算案（直近では第70回定期総会の議案書別冊である「平成30年度決算報告書」及び「令和元年度予算案」）が送付されている。また、日弁連のHPにある会員専用ページ内の「会務情報」「予算・決算情報」に「2001（平成13）年度決算・2002（平成14）年度予算書」以降の収支計算書が掲載されている。

本稿では、これらの予算及び決算に関する資料を基に、日弁連の財務状況及び課題について、ポイントを指摘する。

2 一般会計の状況

日弁連の2018（平成30）年度決算によると、2018年度の収入合計は57億3958万円であり、2017（平成29）年度決算の収入合計55億5743万円から1億8215万円増加した。他方、2018年度の支出合計は54億3200万円であり、2017年度決算の支出合計53億6206万円から6994万円増加した。この結果、2018年度決算における当期収支差額は3億758万円の黒字となり、次期繰越金は47億1183万円となっている。2017年度決算における当期収支差額は1億9536万円の黒字であったので、2018年度の単年度黒字額は1億1222万円程度増加した。

(1) 収入

事業活動収入の大部分を占める会費収入は、予算を2850万円上回り、54億8130万円（2017年度決算52億9798万円）であった。これは、収入合計57億3,958万円の約95.5%に相当する。

他方、事業収入（出版物収入、広告料収入、研修受講料収入等）は合計5124万円（2017年度決算6,149万円）であり、収入合計57億3958万円の約0.9%にとどまっている。

現在の会費は会則第95条第1項により月額1万2400円、司法修習生の修習を終えて弁護士である会員になった者であって、修習を終えてから2年を経過しないものの会費は月額6200円（同条第2項）となっているが、2019（平成31）年3月1日に開催された臨時総会の議案書に記載されていた会費シミュレーション（過去10年間の支出平均伸び率で支出を算出したもの）では、育児免除期間を延長した場合に2021年度には単年度赤字となっており、今後の支出がシミュレーションどおり増加した場合には会費値上げの問題が浮上する可能性はある。

(2) 支出

支出の項目は多岐にわたるが、2018年度において会議費は2億7470万円（2017年度予算2億6770万円）の予算に対し、2億2813万円（2017年度決算2億2100万円）の決算となり、4656万円（2017年度決算4669万円）の予算残となった。

同様に、委員会費は10億9025万円（2017年度予算11億530万円）の予算に対し、9億5372万円（2017年度決算9億4687万円）の決算となり、1億3652万円（2017年度決算1億5842万円）の予算残となった。なお、委員会支出については13委員会で支出超過があり、科目内流用で対処している。

事業費は、11億6840万円（2017年度予算11億6130万円）の予算に対し、人権救済調査室費支出、海外派遣費支出、身分証明書製作費支出及び弁護士会シンポジウム等開催補助金支出の4科目が支出超過となったが、全体としては9億5327万円（2018年度決算10億594万円）の決算となり、2億1512万円（2017年度決算1億5535万円）の予算残となった。

事務費は、25億6460万円（2017年度予算24億8284万円）の予算に対し、23億9028万円（2017年度決算23億4208万円）の決算となり、1億7431万円（2017年度決算1億4075万円）の予算残となった。

なお、予算では予備費を1億4500万円（2017年度予算1億円）計上していたが、支出は200万円であった。

決算における支出合計は54億3200万円（2017年度決算53億6206万円）で、予算における支出合計61億5805万円（2017年度予算59億6664万円）を7億2605万円（2017年度決算6億458万円）下回った。

（3）次期繰越収支差額

前述したとおり、2018年度決算における当期収支差額は3億758万円の黒字となり、次期繰越収支差額は47億1183万円となっている。ただし、2019（平成31）年3月1日に開催された臨時総会において、司法修習生の修習期間中に給与及び修習給付金を受けられなかった会員に対して20万円の給付金を支給する規程が制定されたことから、2019年度予算案において20億円が一般会計から日弁連重要課題特別会計に支出されることとなった。その結果、2019年度予算案における次期繰越収支差額は24億5838万円となった。

3 特別会計の状況

以下、主な特別会計の状況について指摘する。なお、比較可能性の見地から、昨年度と同じ特別会計を取り上げる他、日弁連財務委員会において話題となった保険事務特別会計を追加する。

（1）会館特別会計

2018年度決算における収入は、一般会計からの繰入金（会則に基づき月額800円）が3億6272万円（2017年度決算3億5305万円）、テナントなどの運営諸収入が2432万円（2017年度決算2523万円）及び利息収入が126万円（2017年度決算129万円）、合計3億8831万円（2017年度決算3億7959万円）となっている。これに対し、支出合計は5億4801万円（2017年度決算3億8398万円）であり、2018年度の収支差額は1億5971万円（2017年度決算440万円）の赤字となっている。

なお、この会館特別会計については、2019年12月6日開催の臨時総会において、一般会計からの繰入金について、会員一人当たり800円から700円に減額された。

（2）災害復興支援基金特別会計

日弁連は、東日本大震災・原子力発電所事故等対策本部を設置して被災者の支援及び被災地の復興支援に取り組んでいる。2018年度決算における事業活動収入は寄付金収入が1279万円あった（なお、2017年度は利息収入のみ、2016年度は熊本地震の発生を受けて義捐金を募ったため寄付金収入が963万円あった。）。

支出は合計2039万円（2017年度決算365万円）で、その内訳は、会議旅費、被災地等への出張旅費等214万円、通信費・印刷費等81万円及び被災地弁護士会等への補助金1734万円となっている。単年度収支は751万円（2017年度決算364万円）の赤字、次期繰越収支額は7835万円（2017年度決算8587万円）となった。

2019年も大規模な自然災害が相次いでおり、また、今後もいついかなる災害が起こるかも知れず、十分な支援活動に取り組むために財政的基盤を確固たるものにしておく必要がある。

（3）法律援助基金会計

法律援助基金会計は、日本司法支援センターに対する委託業務に関する収支などを管理する特別会計である。2018年度決算における収入は、月額900円の特別会費収入が4億818万円（2017年度決算4億1159万円）、贖罪寄附金などの寄附金収入が7192万円（2017年度決算8437万円）、一般会計からの繰入金1億1000万円（2017年度1億1000万円）などの合計5億9010万円（2017年度決算6億596万円）となっている。

支出は、委託事業費などで合計5億9414万円（2017年度決算5億9861万円）であり、単年度収支は403万円の赤字（2017年度決算735万円の黒字）で、次期繰越収支差額は9億596万円（2017年度決算9億1000万円）となっている。

なお、法律援助基金特別会計における特別会費については、2017（平成29）年6月1日以降月額1100円から900円に減額されたが、次期繰越収支差額が9億円以上あることから、2019年度、特別会費の見直しが検討されたが、2019年12月6日開催の臨時総会において、900円が維持され徴収期間が延長された。

(4) 少年・刑事財政基金会計

2018年度決算における収入は、月額1900円の特別会費収入が9億6523万円（2017年度決算14億5647万円）である。これに対して支出は、初回接見費・初回接見費通訳費・刑事被疑者弁護援助委託事業費、少年保護事件付添援助委託事業費など合計6億5169万円（2017年度決算11億9441万円）であった。この結果、単年度収支は3億1354万円（2017年度決算2億6206万円）の黒字であり、次期繰越収支差額は10億6639万円（2017年度決算7億5285万円）に増額した。

少年・刑事財政基金会計の特別会費は、2018（平成30）年6月1日以降月額3300円から1900円に減額されたが、2018年度決算において単年度収支が3億1354万円の黒字となり、次期繰越収支差額が10億6639万円となっていることから、2019年12月6日開催の臨時総会において、特別会費が1600円に減額された。

(5) 日弁連ひまわり基金会計

日弁連ひまわり基金会計における弁護士過疎・遍在対策のための特別会費は、2016（平成28）年3月で月額会費600円の徴収が終了し、2016（平成28）年度からは、会員1人当たり月額500円相当を一般会計から繰り入れてきたが、2019（令和元）年度予算からは2億円の定額となった。2018年度決算における収入は、事業活動収入が一般会計からの繰入金2億2,300万円（2017年度決算2億2040万円）を含めて合計2億3136万円（2017年度決算2億2246万円）、投資活動収入が5584万円（2017年度決算5890万円）、合計2億8720万円（2017年度決算2億8136万円）、支出は、事業活動支出が公設事務所維持費支出、法律相談センター維持費支出、養成支援活動費支出などの合計2億899万円（2017年度決算2億4616万円）、投資活動支出1780万円（2017年度決算1044万円）、合計2億2679万円（2017年度決算2億5660万円）であった。単年度収支は6042万円（2017年度決算2475万円）の黒字、次期繰越収支差額は13億97万円（2017年度決算12億4055万円）となっている。

(6) 保険事務特別会計

保険事務特別会計の2018年度決算における収入は、事務手数料収入の7998万円（2017年度決算8325万円）を含めて合計8008万円（2017年度決算8326万円）であった。これに対して支出は6905万円（2017年度決算7434万円）であり、単年度収支は1103万円（2017年度決算891万円）の黒字、次期繰越収支差額は4億7251万円（2017年度決算4億6148万円）となっている。

4 日弁連の財務における課題について

(1) 日弁連財務全般について

上記のように、2018年度決算における一般会計は3億758万円の黒字であり、一般会計及び特別会計を合わせた正味財産増減計算書総括表における正味財産期末残高は169億5708万円となっており、2017年度決算における正味財産増減計算書総括における正味財産期末残高164億1952万円から5億3756万円増額となっている。また、2018年度決算における一般会計の事業費は前年比94.7%であり、ここ数年増加傾向にあったものに歯止めがかかったこと、2019年度予算における一般会計の事業活動支出については20万円の給付金支給のための20億円の特別会計への支出を除けば前年比99.8%となっており事業活動支出の増加が抑制されており、これらのことからすると、総じて、日弁連の財務は健全に運営されていると評価できる。

しかし、前述したとおり、①2019（平成31）年3月1日に開催された臨時総会において、司法修習生の修習期間中に給与及び修習給付金を受けられなかった会員に対して20万円の給付金を支給する規程が制定されたことから、2019年度予算案において20億円が一般会計から日弁連重要課題特別会計に支出されることにより、2019年度予算案における次期繰越収支差額は24億5838万円となっていること、②同日の臨時総会の議案書に記載されていた会費シミュレーション（過去10年間の支出平均伸び率で支出を算出したもの）では、育児免除期間を延長した場合に2021年度には単年度赤字となっていること、③司法試験合格者の数は、横ばい、あるいは、若干の減少傾向にあるため、将来にわたり、会費収入が増加するか不安定である一方で、育児免除

期間の延長など収入減となる政策を実施していること、④大規模災害など予期せぬ支出が発生する可能性が高まってきていることなどを踏まえると、2018年度決算の事業費支出、及び2019年度予算における事業活動支出のように支出の抑制を継続していかないと（この点、一般会計の事業費支出においては「弁護士会シンポジウム等開催補助金支出」「小規模弁護士会助成費支出」「弁護士会支援費支出」など同じような支出項目があり早急に見直すべきである。）、いつ単年度赤字となっても不思議ではなく、日弁連の財務がいつまでも健全に運営されるという保証はないと言える。

(2) 個別の課題について

ア 会館特別会計について

特別会計について、上記3で述べたように、会館特別会計、法律援助基金会計及び少年・刑事財政基金会計については、現在、特別会費の見直しが検討されている。

このうち、会館特別会計については、一般会計から会館特別会計への繰入額を現在の800円から700円に減額することが検討されたが、これは、司法修習生の修習期間中に給与及び修習給付金を受けられなかった会員に対して20万円の給付金を支給するために20億円を一般会計から日弁連重要課題特別会計に繰り入れたことにより次期繰越収支差額が24億円となること、育児免除期間を延長したために毎年9,000万円前後の減収が見込まれるためとされている。

しかし、上記の支出については、いずれも実施しても日弁連の財務上問題がないとして臨時総会において議論され実施されたものであり、このことを理由に会館特別会計への繰入金を減額する理由とはならないはずである。そもそも会館特別会計は、会館の維持、管理及び改修に要する資金の確保、運用及び支出を目的とする特別会計であり、将来必ず必要となる支出に備えた極めて重要な積立金である。また、700円に減額することについてのシミュレーションについては30年目の改修については考慮されているが、それ以降の40年目改修については考慮されていない。現在の積立金について、40年目の改修、50年目改修及び新会館建設のどこまでを目標としているのか議論がなされておらず、700円に減額することは短期的には一般会計の支出を抑制することになるが、将来的には現在の若手会員の改修費用及び新会館建設費用の負担増となるおそれもあるのであり、十分な議論をせずに安易に減額することは、会館特別会計の性質からして極めて危険であると言える。

イ 日弁連ひまわり基金会計及び保険事務特別会計について

特別会計については、アで記載した特別会計に加えて、次期繰越収支差額が13億円を超えている日弁連ひまわり基金特別会計、及び、毎年単年度黒字となっており、多額の次期繰越収支差額を持つ必要性が乏しい保険事務特別会計についても抜本的な見直しを図るべきである。

また、2019年度予算から、会館特別会計、保険事務特別会計及び日弁連ひまわり基金会計において、投資活動収入に「長期性預金取崩収入」と投資活動支出に「長期性預金預入支出」が新設され、会館特別会計では16億円、保険事務特別会計では1億円、日弁連ひまわり基金会計では3億円が長期性預金預入支出として支出されている。このうち、会館特別会計については30年目改修、40年目改修など、将来必ず必要となる支出に備えたものであるため、一部を長期性預金に振り替えることは理解できるが、保険事務特別会計及び日弁連ひまわり基金会計は、長期に亘って多額の資金を積み立てておく必要がない特別会計である。必要以上の次期繰越収支差額は、本来、何らかの形で一般会計に戻すか会員に還元すべきものであるところ、長期性預金支出として支出してしまうと、当該特別会計の収支計算書では実態が把握しづらくおそれがある。

ウ 日弁連における予算管理について

日弁連における予算の執行については、会計規則で定められており、予算執行に関する会計事務の責任者は事務総長とされ（会計規則第11条）、事務総長は、毎月末に各会計の収支計算書を経理委員会に提出しなければならないとされている（同規則第12条）。そして、経理委員会は、会計担当副会長及び会計担当常務理事4名計5名で組織され、予算原案の作成、決算書の作成、予算執行に関する特定事項（特別会計の設置、

追加予算措置要望に対する決定、予備費取り崩しに関する審議、外国派遣・調査費用の支出の承認、外部に対する1件200万円を超える支出当各種費用の支給の承認等)の審議並びに各会計別決算報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の作製等が主たる任務となっている。また、経理委員会の他に、日弁連の当面の財政上の問題、日弁連の財政確立のための財源の確保及び現行制度やその運営の合理的な改善を長期的視野にたって計画する等のための調査・研究の活動を行うことを目的に活動している財務委員会も存在する。

このうち、経理委員会は、基本的には毎月開催される理事会の1日目の昼食時間(約1時間)を使って開催されるだけであり、審議すべき項目数の割に時間が足りない状況にある。そのため、日弁連の財務上重要と考えられる議題について、継続的に議論をすることが困難であり、また、委員である理事が1年任期のため、長期的な観点での議論も困難となっている(経理委員会においては、外国派遣・調査が実施されたときは、HPや会報誌を通じて成果を会員に報告すべきであるという意見がありこれは実現すべきである)。この点、財務委員会については、比較的人員の変化が少ないことから、長期的な議論が可能となっており、日弁連の財務における基本方針の検討など中長期的な課題については、積極的に財務委員会を活用すべきである。

監事は5名で、日弁連の財務を監査する役割であり(会則第60条)、監査は日弁連の収支決算の適正を図り、かつ、財政の効率的な運営を確保することを目的として、日弁連の財産の管理、収入及び支出に関する会計記録及び予算執行の状況を監査の対象としている(監事の監査に関する規則第2条及び第3条)。しかし、監事による監査のうち、月次監査は四半期毎に実施する定期監査と定期監査以外の月に実施する随意監査の計8回であり、十分な監査体制とはなっていないのが現状である。

エ その他の課題

ア 日弁連のHPにおける財務諸表の掲載について

日弁連のHPにある会員専用ページ内の「会務情報」「予算・決算情報」に「2001(平成13)年度決算・2002(平成14)年度予算書」以降の収支計算書が掲載されていることは前述したが、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録は掲載されていない。しかし、2019年度予算から一部の特別会計において長期性預金支出が新設されたことから、今後は、貸借対照表などで確認しないと当該特別会計については実態が把握できづらくなっており、収支計算書以外の計算書類についても掲載すべきと考える。

イ

日弁連における縦書き表記及びHPにおける会則等の掲載について

日弁連では未だに縦書きを基本としており、HPに掲載されている会則、会規、規則等も縦書きのPDFとなっていて非常に読みづらい。HPの会員専用ページからは会則、会規、規則及び設置要綱が閲覧でき、会員専用ページにログインしなくても会則、会規及び規則は閲覧することができる。しかし、会員専用ページには会則、会規、規則、細則及び設置要綱などすべてが掲載されている訳ではなく、細則は全く掲載されていない。また、会則、会規、規則等を調べようとした場合、調べたい事項が会則、会規、規則等のいずれに記載されているか分かっていないと調べることができず、HPのサイト内検索で検索すると会則、会規、規則等とは関係ない事項まで検索結果として表示されてしまい目的の事項を容易に調べるできない。更に、会員専用ページにログインして会則、会規、規則を調べると会員専用ページ外に出てしまい、そこから設置要綱を調べようとする再度ログインする必要がある構造となっている。

会員に会則、会規、規則、細則等をすべて公開し、また容易に検索できるようにすることは支出の根拠を確認する上で非常に重要なことであると考えられ、縦書き表記を含めて全面的な見直しを直ちに行うべきである。

ウ 収支計算書の表記について

収支計算書について、例えば一般会計など一つの表について複数ページに跨がる場合に、ページ毎に「〇〇年度予算」「〇〇年度決算」などの項目の記載がないためどれが決算でどれが予算かが分かりにくい。ま

た、一般会計の事業費支出には委員会毎に番号がないなど非常に見にくいものとなっているので、早急に改善すべきである。